

付託議案の取り扱いに関する理事会決定事項

【議案第12号の取り扱い】

1. 分科会の担当割り振りについて

付託された議案第12号令和6年度船橋市一般会計補正予算は、健康福祉分科会に割り振る。

2. 審査等の日程について

- ・9月19日（木） 本会議散会後に全体会を開き、分科会の担当割り振り等、付託議案の取り扱いについての議事を行う。

3. 全体会での質疑について

- ・付託された議案第12号及び既に付託されている認定第1号から第10号までの認定10件を一括して議題とし、質疑を行う。

4. 討論及び採決について

- ・討論・採決の順序は、別紙（討論・採決順序表）のとおりとする。

5. 全体会の執行部への出席方要求について

- ・9月19日（木）の全体会の出席方要求については、行わない。

6. 修正案等について

- ・議案第12号に対し、修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、全体会での質疑を行う10月3日（木）の午後5時まで、あるいは、全体会の散会時刻が午後4時を過ぎた場合は、全体会散会后1時間以内に事務局へ提出する。
- ・修正案等が提出された場合は、10月4日（金）の討論・採決の日の午前9時から会派控室に配付するとともに、議会会議システムに配架する。

【その他】

上記以外の審査等の日程、全体会での質疑、討論及び採決、全体会の執行部への出席方要求については、9月11日（水）の全体会で決定したとおりとする。